

保育士の配置基準の見直しや処遇の改善等を求める意見書

政府が令和5年3月31日に発表した異次元の少子化対策のたたき台（「こども・子育て政策の強化について（試案）」）において、75年ぶりに保育士の配置基準の改善が明記された。

たたき台の発表時、現場の保育士から評価の声が上がったが、後日、保育士を手厚く配置した保育施設に対して運営費を加算して支給する方式であることが明らかになり、対応が限定的であるとの落胆する声に変わっている。

特に、4・5歳児30人に対し保育士を1人配置するという国の児童福祉施設最低基準は、昭和23年の基準制定から見直されていないが、より個性を大切にする保育の実施及び多様化する家庭への支援により職員の負担がさらに増えていることもあり、1人の担任が多数の子供及びその家庭を支える状態には、改善が必須である。

また、この間、保育士の賃金は一定の改善はされているものの、十分な改善とは言えず、保育の現場・職業の魅力向上検討会の調査によると、令和2年8月時点で、平均月収は全業種平均月収より約11万円も低くなっている。また、国の基準額において昇給は勤続年数10年で頭打ちとされていることなど、長く働き続けることが前提となっていないことの改善も必要である。

保育施設において、子供の命と安全を守り、一人一人の子供に向き合えるようにするため、保育士の増員などの配置基準の見直しや、賃金水準全体の引上げなどの処遇の見直しは急務である。

よって、下記の事項について要望する。

記

- 1 保育士の確保及び保育の質の向上を図るため、配置基準の見直しによる保育士の増員を図ること。
- 2 保育士の賃金水準の引上げなど、さらなる処遇改善を図ること。

3 国として、保育士の処遇改善に必要な財源を十二分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月21日

名取市議会議長 菊 地 忍

衆 議 院 議 長 殿

参 議 院 議 長 殿

内閣総理大臣 殿

財 務 大 臣 殿

厚生労働大臣 殿

内閣府特命担当大臣（こども政策） 殿

こども家庭庁長官 殿